

第 八 十 七 号 議 案

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和五年十一月江戸川区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表に次のように加える。

江戸川区公共施設整備検討委員会	公共施設整備に係る意見聴取及び審査に関すること。	六名	一年
江戸川区いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項の規定に基づく調査に関すること。	五名以内	委嘱又は任命の日から調査の報告が完了する日まで

別表の二の表に次のように加える。

江戸川区いじめ問題対策委員会	いじめ防止対策推進法第二十八条第一項の規定に基づく調査等に関すること。	五名以内	二年
----------------	-------------------------------------	------	----

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

公共施設整備に係る意見聴取及び審査を行うため、江戸川区公共施設整備検討

委員会を設置するとともに、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）に基づく調査を行うため、江戸川区いじめ問題対策委員会及び江戸川区いじめ問題再調査委員会を設置する必要があるもので、本案を提出いたします。